

移住支援金の申請を予定されている東京圏から移住された方へ

世帯 100 万円、単身 60 万円 18 歳未満の帯同で + 30 万円

移住支援金 を申請される方は

むらづくり観光課 にご相談ください。

※ 予算管理等の都合上、移住支援金の申請を予定されている方は、転入後速やかにご連絡ください。

移住支援金の対象

◎移住前に下記Ⅰ・Ⅱに当てはまる必要があります。

- I 移住前の要件として以下の①～③のいずれかの要件を満たす方
- ① 【**在住**の場合】移住前の10年間のうち、通算5年以上東京23区内に在住の方
 - ② 【**通勤**の場合】移住前の10年間のうち、通算5年以上東京圏^{※1}(条件不利地域^{※2}を除く)に在りて、東京23区に通勤している方
 - ③ 【**在住+通勤**の場合】移住前の10年間のうち、①+②を合算して通算5年以上となる
- Ⅱ 移住直前の1年間は連続して東京23区内に在住または通勤をしている方

◎移住後に下記Ⅲ・Ⅳに当てはまる必要があります。

- Ⅲ 移住先の要件として以下の①～④のいずれかの要件を満たす方
- ① 【**就業(一般)**の場合】群馬県または他の都道府県が開設するマッチングサイトに掲載された対象求人に応募して採用された方
 - ② 【**起業**の場合】群馬県が実施する起業支援金事業に応募し、起業支援金の交付決定を受けた方
 - ③ 【**テレワーク**の場合】移住前の仕事を移住後もテレワークで継続している方
 - ④ 【**就業(専門人材)**の場合】内閣府が実施する専門人材事業を利用して新規就業した方
- Ⅳ 本申請から5年以上片品村に移住する意思を持つ方

以下の場合、返金対象となりますのでご注意ください。

- ・5年以内に他市町村へ転出された方
- ・嘘偽の申請等をされた方
- ・1年以内に職を辞した方(就業の場合)
- ・起業支援金の交付決定を取り消された方(起業の場合)

※1 東京圏 4都県〔東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県〕
※2 条件不利地域 群馬県移住支援金ポータルサイト内でご確認ください。

移住支援金に関するお問合せ先・連絡先はこちら ▶ むらづくり観光課

窓口5番 または 電話 0278-58-2112